

# 庄原市が発注する測量コンサルタント等業務および建築設計等業務委託の入札案件における最低制限価格の算定方法について（令和5年3月改正）

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

## ＜最低制限価格の算定式＞

### 1. 測量業務の場合

算定式：直接測量費＋測量調査費＋諸経費×48%

※算出された価格において、予定価格の60%～82%の範囲内で決定します

### 2. 土木関係建設コンサルタント業務、

算定式：直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費×48%

※算出された価格において、予定価格の60%～80%の範囲内で決定します

### 3. 地質調査業務の場合

算定式：直接調査費＋間接調査費×90%＋解析等調査業務費×80%＋諸経費×48%

※算出された価格において、予定価格の2/3～85%の範囲内で決定します

### 4. 補償関係コンサルタント業務の場合

算定式：直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費×45%

※算出された価格において、予定価格の60%～80%の範囲内で決定します

### 5. 建築設計等業務の場合

算定式：予定価格×80%を下回らない範囲内

## ＜算定式の具体説明＞

### 1. 計算のプロセス・端数処理(測量業務を例とした場合)

まず算出式における「直接測量費」、「測量調査費」、「諸経費」は、原設計額を消費税抜で1円単位で取り扱います。そして「諸経費×48%」のように各費用に一定の割合を掛け合わせる時は、各計算数値の1円未満を切り捨てます。

「直接測量費」、「測量調査費」、「諸経費×48%」を足し合わせ、最後にこの足し合わされた数値の1000円未満を切り上げて算出数値とします。

この式によって算出された価格を本件の予定価格で割った割合が60%～82%の範囲内に収まれば、その算出された価格を本件の最低制限価格として決定します。

### 2. 算出された価格が範囲内とならない場合

この場合は、下記のとおり価格を調整した後に決定します。(金額はすべて税抜。)

#### (1) 上限を超えるケース

例えば予定価格が 3,137,000 円の測量業務案件で、算定式によって算出された価格が 2,595,000 円となった場合、この割合は  $2,595,000 \text{ 円} \div 3,137,000 \text{ 円} \doteq 82.72\%$  となり、上限である 82% を超えます。

この場合は、算出された 2,595,000 円から 1,000 円ずつ減じていき、82% 以内の価格となったところで、その価格を最低制限価格として決定します。

##### ○計算例(上限を超えるケース)

2,595,000 円  $\div$  3,137,000 円  $\doteq$  82.72% … 82% をオーバー

2,594,000 円  $\div$  3,137,000 円  $\doteq$  82.69% … 82% をオーバー

…(中略)…

2,573,000 円  $\div$  3,137,000 円  $\doteq$  82.02% … 82% をオーバー

2,572,000 円  $\div$  3,137,000 円  $\doteq$  81.99% … OK (82% 以内)

この例では、2,572,000 円(消費税抜)を最低制限価格として決定します。

#### (2) 下限を下回るケース

例えば予定価格が 9,681,000 円の測量業務案件で、算定式によって算出された価格が 5,783,000 円となった場合、この割合は  $5,783,000 \text{ 円} \div 9,681,000 \text{ 円} \doteq 59.74\%$  となり、下限である 60% を下回ります。

この場合は、算出された 5,783,000 円へ 1,000 円ずつ加えて、60% 以上の価格となったところで、その価格を最低制限価格として決定します。

##### ○計算例(下限を下回るケース)

5,783,000 円  $\div$  9,681,000 円  $\doteq$  59.74% … 60% 未満

5,784,000 円  $\div$  9,681,000 円  $\doteq$  59.75% … 60% 未満

…(中略)…

5,808,000 円  $\div$  9,681,000 円  $\doteq$  59.99% … 60% 未満

5,809,000 円  $\div$  9,681,000 円  $\doteq$  60.00% … OK (60% 以上)

この例では、5,809,000 円(消費税抜)を最低制限価格として決定します。

### <複数の業務種別を1件の業務委託案件として発注する場合の取り扱い>

例えば「市道〇〇線測量調査設計業務委託」のように、複数の業務種別を1件の業務委託案件として発注する場合は、それぞれの個別業務において最低制限価格を算定し、算定された業務ごとの最低制限価格をすべて足し合わせて1件の最低制限価格とします。

その際、個別業務において予定価格で割った割合が種別ごとの対予定価格範囲内に収まらないものがあれば、個別業務ごとに価格を調整します。

ただし建築設計等業務では、例えば「〇〇〇小学校設計監理業務」のように複数の業務種別を含む場合でも、「予定価格  $\times$  80% を下回らない範囲内」で決定します。

### ＜不正又は不誠実な行為に対する処分＞

各入札案件において、市役所職員またはその関係者に対し、設計金額または最低制限価格を開札までに聞き出そうとする者、またはこれに類する行為等をする者については、庄原市建設業者指名除外基準要綱(平成17年3月31日告示第131号)第2条第1項に基づき、その者が属する業者に対し指名除外を行います。